

<以下仮訳であり、使用にあたっては原文をご確認ください。本仮訳では、各条に題を付け、重要と思われる語句を太字にしています。また、第5章は省略しています。>

章別内容

第1章 総則	(第1条～第8条)
第2章 管理政策	(第9条～第13条)
第3章 管理規制措置	(第14条～第30条)
第4章 監督検査	(第31条～第38条)
第5章 法律責任	(第39条～第46条)
第6章 附則	(第47条～第50条)

https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6981399.htm

索引号： 000014349/2024-00082 主题分类： 商贸、海关、旅游、对外经贸合作
发文机关： 国务院 成文日期： 2024年09月30日
标 题： 中华人民共和国两用物项出口管制条例
发文字号： 国令第792号 发布日期： 2024年10月19日

中华人民共和国国务院令

第792号

《中华人民共和国两用物品输出管理条例》は2024年9月18日に国务院第41次常务会议で可決され、ここに公布し、2024年12月1日より施行する。

总理 李强
2024年9月30日

中华人民共和国両用品目輸出管理条例

第1章 总 则

第1条 (制定目的)

国家の安全と利益を守り、核不拡散等の国際義務を果たし、軍民両用物品の輸出管理を強化及び標準化する為に、《中华人民共和国出口管制法》(以下、「輸出管理法」と略称する)等の法律に基づき、本条例を制定する。

第2条 (適用範囲、両用品目等の定義)

国は両用品目の輸出管理に対して、本条例を適用する。本条例で称する“両用品目”とは、民生用の用途があるが更に軍事用途が有るか又は軍事力の強化に役立つ物を指し、特に大量破壊兵器及び其の運搬手段の設計・開発・生産又は使用に用いることができる商品・技術及びサービスを指し、其の中には関連する技術情報等のデータを含む。

本条例で称する“輸出管理”とは、中華人民共和国内から国外に向けて両用品目の移転、及び中華人民共和国の国民、法人及び非法人組織が外国組織及び個人に向けての両用品目の提供、此の中には貿易目的での両用品目の輸出及び寄付、展示、協力、援助及び其他の方法による外国への移転を含む、に対して国家が禁止又は制限措置を採る。

第3条 (両用品目輸出管理業務の指導指針)

両用品目の輸出管理業務は、中国共産党の指導を堅持し、全体的な国家安全保障概念を堅持し、国際平和を維持し、高品質な発展と高レベルな安全保障を統一的に調整し、両用品目の輸出規制管理及びサービスを改善することにより、両用品目輸出管理の管理能力を向上させる。

両用品目の輸出及び其の関連活動は、法律、行政法規及び関連国家规定を遵守し、国家の安全と利益を損なってはならない。

第4条 (国家輸出管理業務調整機構等の責務)

国家輸出管理業務調整機構は、両用品目の輸出管理業務の組織化、指導に責任を負い、両用品目の輸出管理に関する重大な事項を統一的に調整する。国務院商務主管部門は両用品目の輸出管理業務に責任を負い、国家の其の他関係部門は職責分担に基づいて、両用品目の輸出管理に関する業務に責任を負う。国務院商務主管部門及び国家の其

の他関係部門は、緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。

省、自治区、直轄市の人民政府商務主管部門は、国務院商務主管部門の委託を受けて、両用品目の輸出管理に関する業務を行うことができる。

第5条 (専門家諮問機関の設置)

国務院商務主管部門は、国家の関係部門と共同で、両用品目の輸出管理業務に専門家の改善意見を提供する為に、両用品目の輸出管理に関する専門家諮問機関を設置する。専門家は、国家の安全及び利益を維持し、客観的で、公平で、科学的で、厳格な改善意見を提供し、併せて改善提案中に知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密及び個人のプライバシー、個人情報等法に依り秘密保持義務を負う。

第6条 (両用品目輸出管理に関する遵守指針)

国務院商務主管部門は、両用品目の輸出管理に関する規制遵守指針を策定、発行し、輸出事業者、及び輸出事業者に貨物輸送又は第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供する事業者が、両用品目の輸出管理に関する内部規制遵守制度を建設し、改善し、法に従って事業運営を行うように奨励及び指導する。

第7条 (両用品目の輸出管理に関する国際協力)

国務院の商務、外交主管部門は、国家のその他関係部門と協力して、両用品目の輸出管理に関する国際協力を強化し、関係する国際規則の制定に参加する。

国務院商務主管部門は、締結又は参加した条約に基づき、及び平等互惠の原則に基づき、その他の国家及び地域、国際組織等共に両用品目の輸出管理の協力と交流を進める。国家のその他関係部門は職責分担に基づいて両用品目の輸出管理に関する協力と交流を実施する。

第8条 (関係業界団体等の自律的規制)

関係する商業団体、協会等の自律的業界組織は法律法規及び規則の規定に基づいて、両用品目の輸出管理に関する情報相談、広報や訓練等のサービスを提供する為に、業界の自主規制を強化しなければならない。

第二章 管理政策

第9条 (両用品目の輸出管理政策)

国務院商務主管部門は、国の関係部門と共同で、両用品目の輸出管理政策を調整し、制定する。其中で重大な政策は国務院に提出して承認を得るか、又は国務院、中央軍事委員会に提出して承認を得なければならない。

第10条 (両用品目の輸出先のリスク評価)

国務院商務主管部門は、外交、税関等国の関係部門と共同で、下記の要素に基づいて、両用品目の輸出先の国と地域を評価し、リスク等級を決定し、適切な管理措置を講じる：

- (1) 国家の安全保障と利益への影響；
- (2) 核不拡散等の国際義務を履行する必要性；
- (3) 国が締結又は参加した条約、協定を履行する必要性；
- (4) 国連安全保障理事会が採択した拘束力のある決議及び措置等を実施する必要性；
- (5) その他考慮すべき要素。

第11条 (両用品目の輸出管理リスト)

国務院商務主管部門は輸出管理法及び本条例の規定に基づき、及び両用品目の輸出管理政策に基づき、規定の手続きに従って国の関連部門と協力して、両用品目の輸出管理リストを調整、制定し、且つ直ちに公布する。

両用品目の輸出管理リストの調整、制定に当たっては、関係企業、商業団体、協会組織等の意見を適宜聴取し、必要に応じて業界の調査及び評価を実施することができる。

第12条 (輸出管理リスト掲載品以外の物品に対する臨時管理)

国家の安全と利益を守り、核不拡散等の国際義務を履行する必要性に基づいて、国務院の承認、又は国務院と中央軍事委員会の承認を得て、国務院商務主管部門は、両用品目の輸出管理リストに掲載されている以外の貨物、技術及びサービスに対して臨時管理を実施しすることができ、且つ予め公告する。臨時管理の実施期間は、1回につき2年を超えないものとする。臨時管理は期間満了前に速やかに評価を実施し、評価結果に基づいて以下の決定を行わなければならない：

- (1) 管理の再実施が必要でない場合、臨時管理を取り消す；

- (2) 継続して管理を実施する必要があるが、両用品目の輸出規制リストに編入することが適当でない場合、臨時管理を延長する。臨時管理の延長は2回を超えない；
- (3) 管理を長期に実施する必要がある場合、両用品目の輸出管理リストに編入する。

第13条 (特定の両用品目の輸出禁止)

国家の安全と利益を守り、核不拡散等の国際義務を果たす必要性に基づいて、国务院の承認、又は国务院と中央軍事委員会の承認を得て、国务院商務主管部門は、国の関係部門と共同で、特定の両用品目の輸出を禁止したり、又は特定の両用品目を特定の輸出先国や地域、特定の組織や個人へ輸出することを禁止することができる。

第三章 管理規制措置

第一节 両用品目の輸出許可

第14条 (両用品目輸出に対する許可制度)

国は両用品目の輸出に対して許可制度を実施する。

両用品目の輸出管理リストに掲載されている両用品目又は臨時管理を実施している両用品目を輸出する場合、輸出事業者は国务院商務主管部門に許可申請しなければならない。

関係する貨物、技術及びサービスが輸出管理法第12条第3項の規定に該当する場合、輸出事業者は輸出管理法及び本条例に基づいて国务院商務主管部門に許可を申請しなければならない。法律、行政法規、軍事法規に別途規定がある場合、其の規定に従う。

輸出事業者は輸出する物品、技術及びサービスの性能指標、主要用途等を把握して、両用品目に該当するかどうかを判断しなければならない；判断できない場合、国务院商務主管部門に照会することができ、国务院主管部門は速やかに回答しなければならない。輸出事業者が照会を行う場合、輸出する物品、技術及びサービスの性能指標、主要用途及び両用品目であるか否かを判断できない理由も同時に併せて提供しなければならない。

第15条（両用品目輸出に対する、個別許可、包括許可、輸出証書）

両用品目の輸出は、輸出管理法及び本条例の規定に基づいて**個別許可**、**包括許可**を取得するか、又は情報記入登録により**輸出証書**を取得しなければならない。

個別許可により輸出する事業者は、輸出許可証に記載された範囲、条件及び有効期間内で、**個別の最終利用者に向けて特定された両用品目を輸出することが認められる**。個別許可証の有効期間は1年以内であり、有効期間内に輸出が完了した場合、輸出許可証は自動的に失効する。

包括許可により輸出する事業者は、輸出許可証に記載された範囲、条件及び有効期間内に、**個別又は複数の最終利用者に向けて両用品目を複数回輸出することが認められる**。包括許可証の有効期間は3年以内である。

情報記入登録により**輸出証書**を取得して輸出する場合、輸出事業者は**特定の両用品目を毎回輸出する前に国務院商務主管部門に登録手続きして、規定に基づいて関連情報を誠実に記入して輸出証書を取得した後**に、輸出証書を使用して自ら輸出しなければならない。

第16条（個別許可申請の提出書類）

輸出事業者が**個別許可証を申請する場合**、書面又は電子データで国務院商務主管部門に申請書を提出し、両用品目の輸出申請書に誠実に記入し、且つ下記の資料を提出しなければならない：

- （1）申請者の法定代理人、主要事業経営管理者及び取扱者の身分証明書；
- （2）両用品目の輸出に関する契約書、協定書の副本又は其の他証明書類；
- （3）両用品目の技術説明書又は試験報告書；
- （4）**両用品目の最終使用者及び最終用途を証明する書類**；
- （5）国務院商務主管部門が提出を要求する其の他資料。

輸出事業者が両用品目の輸出管理に関する内部コンプライアンス制度を構築しており且つ良好に運用していて、両用品目に関する輸出記録を保持し且つ輸出ルートと最終使用者が比較的固定している場合、国務院商務主管部門に包括許可証を申請することができる。**包括許可証を申請する場合**、前項に規定する資料の外に、下記の資料も提出しなければならない。

- (1) 両用品目の輸出管理に関する内部コンプライアンス体制の運用状況の説明；
- (2) 両用品目の輸出許可証の申請・取得及び使用状況の説明；
- (3) **両用品目の輸出ルート及び最終使用者に関する状況説明。**

第17条 (輸出許可申請の審査)

国務院商務主管部門は両用品目の輸出許可申請を受理した日から、単独又は国の関係部門と共同で、輸出管理法及び本条例の規定に基づいて輸出許可申請の審査を行い、45 営業日以内に許可又は不許可の決定を下す。許可した場合、国務院商務主管部門が輸出許可証を発行する。不許可の場合、申請者に書面で通知しなければならない。

国家の安全と利益に重大な影響を及ぼす両用品目を輸出する場合、国務院商務主管部門は、国の関係部門と共同で、国務院に申請して承認を得るか、又は国務院、中央軍事委員会に申請して承認を得なければならない。国務院への申請・承認、又は国務院と中央軍事委員会への申請・承認が必要な場合、前項規定の輸出許可審査期間は制限を受けない。

国務院商務主管部門が輸出許可申請を審査し、法律に従って評価鑑定を組織的にを行い、専門家の意見を求める又は輸出事業者・最終使用者に対して実地検査を行う必要がある場合、所要期間は本条第1項に規定する輸出許可審査期間には算入しない。

第18条 (輸出許可証記載内容に基づいた輸出)

輸出業者は輸出許可証に記載された範囲、条件及び有効期間に基づいて両用品目を輸出しなければならない。且つ実際の輸出に関する輸送、到着、設置、使用等の状況を報告しなければならない。

輸出許可証の有効期間内に、輸出事業者が両用品目の種類、輸出先の国及び地域、最終使用者、最終用途等の**重要な要素を変更する必要がある場合、本条例の規定に基づいて両用品目の輸出許可証を再申請し、元の輸出許可証を返却し、且つ輸出を一時停止しなければならない。**

輸出許可証の有効期間内に、輸出事業者が両用品目の輸出に関係する其の他の**重要でない要素を変更する必要がある場合、国務院商務主管部門に両用品目輸出許可の変更申請を提出し、関係証明資料を誠実に提出し、輸出許可証の使用を一時的に停止しなければならない。** 国務院商務主管部門は変更申請を受理した日から 20 営業日以内に変更を承認するかどうかを決定しなければならない。且つ輸出事業者に書面で通知しなければならない。変更を承認した場合、新しい輸出許可証を発行し、元の輸出許可証は取り消さ

れる； 変更が不承認の場合、輸出事業者は元の輸出許可証に記載された範囲、条件、有効期間に基づいて両用品目を輸出しなければならない。

国務院商務主管部門が、両用品目の輸出許可証の許可について輸出管理法第 13 条の規定の要件に重大な変化があったと判断した場合、輸出事業者に対して輸出許可証の使用の一時停止を通知しなければならない。検証の結果、関係する変更が国家の安全と利益、核不拡散等の国際義務の履行対して重大なリスクをもたらす可能性がある場合、関係する両用品目の輸出許可証を法に従って撤回、取り消しするか又は輸出事業者に変更申請を要求しなければならない； 前述のリスクがない場合、輸出事業者に関連する輸出許可証の使用再開を速やかに通知しなければならない。

第 19 条 （輸出証書を取得して輸出するケース）

特定の両用品目の輸出が下記のいずれかの条件に合う場合、国務院商務主管部門は、**輸出事業者が輸出前に毎回登録して情報を記入して、輸出証書を取得した後に輸出**することを許可する：

- (1) 輸入品を修理、試験又は検査した後、合理的な期間内に元の輸出地の元の最終使用者に再輸出する場合；
- (2) 輸出品を修理、試験又は検査した後、合理的な期間内に再輸入した場合；
- (3) 中華人民共和国の領域内で開催された展示会に参加し、展示会の終了後直ちに元の状態のまま元の輸出地に返送する場合；
- (4) 中華人民共和国の領域外で開催された展示会に参加し、展示会終了後直ちに元の状態のまま再輸入した場合；
- (5) 民間航空機部品の海外での整備や、スペアパーツを輸出する場合；
- (6) 国務院商務主管部門が規定するその他の状況。

前項に規定する特定の両用品目の輸出要件に変更が生じた場合、輸出事業者は再度新たに情報記入登録を行い、新しい**輸出証書**を取得するか、又は本条例第 16 条の規定に従って**個別許可証**或いは**包括許可証**を申請しなければならない。

輸出業者は輸出が本条第 1 項に規定する条件に適合しない状況を認識しているか又は認識していなければならない場合、或いは国務院商務主管部門から通知を受けた場合、輸出を直ちに停止し、且つ国務院商務主管部門に報告しなければならない。

第 20 条 （包括許可証、輸出証書を申請できない要件）

輸出事業者は下記のいずれかに該当する場合、包括許可証の申請又は情報記入登録

による輸出證書の申請をできない：

- (1) 当該事業者が両用品目の輸出管理違反により刑事処罰を受けたことがある、或いは、両用品目の輸出に関わる直接責任を負う主要管理者及び其の他の直接責任者が両用品目の輸出管理違反行為により刑事処罰を受けたことがある；
- (2) 過去5年以内に両用品目の輸出管理違反により行政処罰を受けたことがあり、且つ其の状況が重大である；
- (3) 本条例第28条で規定している管理リストに含まれる外国の組織や個人が中華人民共和国の領域内に設立した独資企業、代表機関、支社機関である；
- (四) 国務院商務主管部門が規定する其の他の状況。

包括許可証を取得した又は情報記入登録により輸出證書を取得した輸出事業者が前項に規定する状況に遭遇した場合、国務院商務主管部門は其の取得済輸出許可証を取り消さなければならない；引き続き輸出する必要がある場合、輸出事業者は本条例第16条第1項の規定に基づいて個別許可証を申請しなければならない。

第21条（両用品目輸出時の輸出許可証の提示）

輸出貨物の荷送人又は代理の通関企業が両用品目を輸出する場合、税関に対して国務院商務主管部門が発行した輸出許可証を提出して審査を受けなければならない、且つ国の関係規定に基づいて輸出通関手続きの処理をしなければならない；輸出許可証を提示できない場合、税関は通関を許可しない。

第22条（輸出貨物荷送人の検査）

輸出貨物の荷送人が国務院商務主管部門が発行した輸出許可証を税関に未提出である、又は検査未実施であり輸出品が両用物品の輸出規制範囲に該当する可能性があるという証拠を税関が持っている場合、輸出貨物の荷送人に対して問い質さなければならない、輸出貨物の荷送人は税関に対して輸出貨物の契約書、性能指標、主要用途等の証明資料を提出しなければならない。質疑期間内に、税関は国務院商務主管部門に組織的な鑑定を要請することができ、且つ国務院商務主管部門の作成した鑑定結論に基づき法に依って処置する。質疑、鑑定期間内は、税関は輸出貨物の通関を許可しない。

輸出貨物が本条例第14条第3項、第18条第4項、第25条に規定する状況にあり、国務院商務主管部門が関係状況を知悉している場合、速やかに税関に通知しなければならない；税関が国務院商務主管部門の通知を受領した時点で、輸出貨物が既に税関

に輸出申告されているが、しかし未だ通関していない場合、通関せずに法に従って処置しなければならない。

第二节 最終使用者及び最終用途の管理

第23条 (両用品目最終使用者等のリスク管理)

国務院商務主管部門は両用品目の最終使用者と最終用途に対するリスク管理制度を確立し、両用品目の**最終使用者及び最終用途の評価、検証**を行い、最終使用者及び最終用途の管理を強化する。

第24条 (両用品目輸出許可申請に於ける最終使用者等の証明書類等)

輸出事業者が両用品目の輸出許可を申請する場合、**最終使用者が発行した最終使用者証明書類及び最終用途証明書類**を提出しなければならない。国務院商務主管部門は、輸出事業者に対して最終使用者が所在する国家や地域の政府機関が発行又は認証した最終使用者及び最終用途の証明書類を同時に提出するよう要求することができる。

両用品目の最終使用者は、国務院商務主管部門の要求に基づいて誓約を行わなければならないが、国務院商務主管部門の許可を得ずに、両用品目の最終用途を勝手に変更したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

第25条 (両用品目最終使用者の変更等が生じた場合)

輸出事業者、輸入業者は、両用品目の輸出に於いて、下記のいずれかの状況があることを見出した場合、直ちに輸出を停止しなければならず、国務院商務主管部門に報告し、且つ調査に協力しなければならない；国務院商務主管部門は、本条例第18条の規定に従って処理する。

- (1) 両用品目の最終使用者、最終用途が既に変更されたか、又は変更される可能性がある場合；
- (2) 両用品目の最終使用者及び最終用途の証明文書に偽造、改竄、失効等の状況がある場合；
- (3) 詐欺や賄賂などの不正な手段により、両用品目の最終使用者及び最終用途の証明文書を取得した場合。

第26条 (両用品目最終使用者等の検査)

国務院**商務主管部門**は法律に従って**両用品目の最終使用者と最終用途の検査**を行い、関係組織及び個人はこれに協力しなければならない。輸入業者、最終使用者が規定期限内に検査に協力せず、関係証明資料を提供せず、その結果両用物品の最終使用者、最終用途を確認することができない場合、国務院**商務主管部門**は関係輸入業者、最終使用者を**監視リスト**に編入することができる。

輸出事業者が**監視リスト**に編入された輸入業者、最終使用者に対して両用品目を輸出する場合は、包括許可証の申請又は情報記入登録による輸出証書の取得をしてはならない；個別許可証を申請する時には、**監視リスト**に編入されている**輸入業者、最終使用者に関するリスク評価報告書**を提出しなければならず、且つ輸出管理に関する法律法規及び関係要件を遵守する誓約を行わなければならない。許可審査期間は本条例第 17 条第 1 項に規定する期間の制限を受けない。

本条第一項に規定する輸入業者、最終使用者が検査に協力し、勝手な最終用途変更、第三者への譲渡等をしていないことを確認した場合、国務院**商務主管部門**は監視リストから削除することができる。

第 27 条 （最終使用者、最終用途の証明書類等の保管）

輸出事業者は、両用品目の輸出に係る最終使用者及び最終用途の証明書類、及び契約書、請求書、帳簿、領収書、業務文書・メール等の関係資料を適切に保存しなければならず、保存期間は 5 年以上である。法律、行政規則に別途の規定がある場合、当該規定に従う。

第三节 管理規制リスト

第 28 条 （輸入業者等の管理規制リストへの編入）

国務院**商務主管部門**は職権又は関係部署の提案・報告に基づいて、下記の**いずれかの状況に該当する輸入業者、最終使用者を管理規制リストに編入する**決定ができる：

- （1）最終使用者又は最終用途の管理要件に違反した場合；
- （2）国家の安全と利益に危険を及ぼす可能性がある場合；
- （3）両用品目をテロ目的で用いる場合。

輸入業者、最終使用者が下記の状況にあり、国家の安全と利益に危険を及ぼす場

合、前項の規定を執行する：

- (1) 大量破壊兵器及び其の運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために両用品目を用いる場合；
- (2) 国の関係部門により法に従って、関係する取引や提携の禁止又は制限等の措置が講じられている場合。

本条例第 26 条の規定に基づいて**監視リスト**に編入した輸入業者、最終使用者が、本条第 1 項、第 2 項に規定する状況に該当する場合、国務院商務主管部門は其れを**管理規制リスト**に編入し、同時に監視リストから削除することができる。

第 29 条 (管理規制リストに編入された輸入業者等に対する措置)

国務院商務主管部門は事案の深刻度と具体的状況に基づいて、管理規制リストに編入した輸入業者、最終使用者に対して、以下の 1 つ以上の措置を講じることができる：

- (1) 関係する両用品目の**取引の禁止**；
- (2) 関係する両用品目の**取引の制限**；
- (3) 関係する両用品目の**輸出停止命令**；
- (4) 其の他の必要な措置。

輸出業者は**管理規制リスト**に掲載されている輸入業者、最終使用者と、規定に違反して両用品目に係る取引を行ってはならない。特別な事情により関係取引を行う必要がある場合、輸出事業者は国務院商務主管部門に申請して、承認を受けた後、当該輸入業者、最終使用者と対応する取引を行うことができ、且つ求めに応じて報告する。

第 30 条 (管理規制リスト掲載の輸入業者等の責務)

管理規制リストに記載されている輸入業者、最終使用者は、国務院商務主管部門の調査に協力し、関係する事実を誠実に述べ、違法行為を停止し、積極的な措置を講じ、有害な結果を取り除き、求めに応じて承諾書を作成・履行しなければならない。本条例第 28 条に規定する状況が無くなった場合、国務院商務主管部門に管理規制リストからの除外を申請することができる。国務院商務主管部門は実際の状況に基づいて、管理規制リストからの削除を決定することができる。

第四章 監督検査

第 3 1 条（両用品目輸出管理に対する協力体制）

国は両用品目の輸出管理の法執行に於ける協力制度を構築・改善し、全工程に渡る監督管理を強化し、両用物品輸出に於ける違法行為を速やかに発見、阻止及び調査・処分を行う。

国务院商務主管部門は法に従って両用物品の輸出行為に対する監督と法執行を行う。

第 3 2 条（両用物品輸出行為の監督検査）

国务院商務主管部門は単独又は国の関係部門と共同で、法に従って両用物品の輸出行為に対する監督・検査を実施し、違法行為の疑いに対して調査を行い、関係組織及び個人は協力しなければならず、拒否、妨害してはならない。

監督・検査、事案調査を行う法執行要員は 2 名以上とし、法執行証明書と関係法律文書を自ら提示しなければならず、輸出管理法第 28 条に規定された措置を講じることができる；法執行要員が 2 名未満又は法執行証明書と関係法律文書が未提出の場合、検査及び調査を受ける組織や個人は拒否する権利を有する。

第 3 3 条（両用品目等の鑑定）

国务院商務主管部門は、職権に従って、又は税関が提出した組織に対する鑑定の必要性に基づいて、関係する両用品目の鑑定を組織的に行い、関係専門機関又は関係分野の専門家に鑑定意見の提供を委託することができる。

第 3 4 条（違反リスクに対する処置）

国务院商務主管部門は、職権に従って、又は関係方面からの提案・報告に基づいて、関係組織や個人が両用品目の輸出に於いて法律に違反するリスクがあることに気づいた場合、監督管理の面談、警告書の発行等の措置を講じることができる。

第 3 5 条（違法状況の速やかな報告）

輸出事業者が、其の輸出行為が本条例第 14 条第 3 項、第 18 条第 4 項、第 25 条に規定する状況に該当することに気づいた、又は国务院商務主管部門から通知を受けた場合、関係状況を速やかに国务院商務主管部門に報告し、必要に応じて危険の除去又は軽減措置を講じ、且つ調査と処理に協力しなければならない。

第 3 6 条（違法行為の為の代理等サービスの提供禁止）

如何なる組織や個人も、両用品目の輸出管理に於ける違法行為の為に、代理、運送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない。代理、運送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供する事業者が、両用品目の輸出管理に於ける違反行為の疑いに気づいた場合、国务院商務主管部門に速やかに報告し、国务院の商務主管部門は速やかに確認、処理しなければならない。

第 37 条 （最終使用者、最終用途説明書類の保管義務等）

国务院商務主管部門は、国内の輸入業者と最終使用者の申請に基づいて、其の他の国や地域の政府が発行した最終使用者及び最終用途の説明文書、及び関係事項を適切に管理することができる。

国内の輸入業者と最終使用者は、最終使用者と最終用途の説明文書を申請し、国务院商務主管部門の要求に基づいて関係資料を誠実に提出し、説明文書を取得する際の許諾事項を厳格に履行しなければならない。且つ、国务院商務主管部門の監督検査を受け入れなければならない。

第 38 条 （外国政府からの現地査察要請を受けた場合）

中華人民共和国の国民、法人、非法人組織が外国政府が提起した輸出管理に関する訪問、現地査察等の要請を受けた場合、国务院商務主管部門に直ちに報告しなければならない。国务院商務主管部門の同意を得ずに、外国政府からの関係訪問、現地査察等の要請を、受け入れ又は承諾をしてはならない。

第五章 法律責任

第 39 条 （両用品目を無許可で輸出した場合等）

第 40 条 （報告義務の履行違反の場合）

第 41 条 （違法行為を教唆、幫助した場合）

第 42 条 （国务院商務主管部門の許諾事項に違反した場合）

第 43 条 （外国からの現地査察要請等を勝手に許諾した場合）

第 44 条 （鑑定意見を提供した専門家等の違反）

第45条 (両用物品の輸出管理違反行為)

第46条 (関係法規による処罰)

第六章 附 則

第47条 (国家の安全等に係るその他の物品の輸出管理)

輸出管理法第2条に規定している国家の安全と利益の保護、核不拡散等の国際義務の履行に係るその他の貨物、技術、サービス等の項目に関する輸出管理は、本条例を適用する。

両用品目に含まれる監視規制化学品の輸出管理については、《中华人民共和国监控化学品管理条例》の規定を活用する；《中华人民共和国监控化学品管理条例》に規定されていない事項は、国务院工業情報化主管部門が輸出管理法及び本条例に基づいて行う。

《中华人民共和国导弹及相关物项和技术出口管制条例》に付属している《导弹及相关物项和技术出口管制清单》の第1部に掲載されている品目及び技術の輸出は、軍物品目輸出管理リストに記載し、《中华人民共和国军品出口管理条例》及び其の他関係の規定に基づいて取り扱う。

第48条 (両用品目の再輸出等について)

両用品目の国境通過、中継輸送、往復輸送、再輸出又は税関の特別監督管理区域及び保税監督管理場所からの国外への輸出は、輸出管理法及び本条例の関係規定に基づいて実施する。具体的な手続きは国务院商務主管部門が税関総署と共同で制定する。

中華人民共和国の領土内に於いて、両用品目が税関の特別監督管理区域及び保税監督管理場所の間で出し入れするか、又は税関の特別監督管理区域及び保税監督管理場所外から税関の特別監督管理区域及び保税監督管理場所に入れる場合、輸出許可証の手続きは不要で、税関が監督管理する。

第49条 (中国原産両用品目を使用した国外製造の両用品目について)

国外の組織や個人が中華人民共和国領土外で、特定の目的国や地域、特定の組織や個人に対して下記の貨物、技術及びサービスを移転、提供する場合、国务院商務主管部門は関係事業者に対して本条例の関係規定を参照して実行するよう要求することができる。

- (1) 中華人民共和国を原産とする特定両用品目を含有、寄集め、又は混合して国外で製造された両用品目；
- (2) 中華人民共和国を原産とする特定技術等の両用品目を使用して、国外で製造された両用品目；
- (3) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

第50条 (施行日)

本条例は2024年12月1日から施行する。《中華人民共和国核両用品及相关技术出口管制条例》、《中華人民共和国导弹及相关物项和技术出口管制条例》、《中華人民共和国生物両用品及相关设备和技术出口管制条例》及び《有关化学品及相关设备和技术出口管制办法》は同時に廃止する。